

令和2年度 八王子介護支援専門員連絡協議会

介護保険認定調査員現任研修資料

【オンライン研修】

受講上の注意

- ・オンライン研修を受講する前に、当資料に掲載されている問題に解答してください。
- ・オンライン研修は、当資料の他に認定調査員テキスト等をご準備のうえ受講してください。
- ・研修後は、アンケートの提出が必要となります。

問1 2-3 嚥下

固形物か液体かによって嚥下の能力が異なる場合の選択方法について正しいものはどれですか。

- ア 液体は食物に含まれないので、固形物の嚥下能力で選択する。
- イ 固形物が液体のいずれか一方でもできなければ「できない」を選択する。
- ウ 一定期間（調査日より概ね1週間）の状況において、より頻回な状況で選択する。

問2 2-7 口腔清潔

自分で歯磨きを行っており介護者が磨き残しの確認のみを行っている。

- ア 介助されていない
- イ 一部介助
- ウ 全介助

問3 1-4 起き上がり

体を支える目的ではなく、習慣的にベッド上に手をついて起き上がる。

- ア つかまらなくてできる
- イ 何かにつかまればできる
- ウ できない

問4 1-2 拘縮の有無

日頃より、肩関節は他動的に動かせば動くが、自分では関節の動く範囲に制限がある。

- ア 肩関節
- イ その他
- ウ ない

問5 2-4 食事摂取

1日3食で、通常は介助なしで行っている。ただし、毎日の朝食の際は、最初の数口は、介護者が口まで食事を運んでいる。※ただし、不適切な状況にはないものとします。

- ア 介助されていない
- イ 見守り等
- ウ 一部介助

問6 2-4 食事摂取

中心静脈栄養のみで、経口での食事は全く摂っていない。

※ただし、不適切な状況にはないものとします。

- ア 介助されていない
- イ 見守り等
- ウ 全介助

問7 頻度

介護者の手間の平均的な出現頻度の記載方法について、もっとも適切なものは次のどれか

- ア 頻繁に
- イ 週2回
- ウ 時々

問8 1-13 聴力

認知症で意思疎通が難しく、会話は通じないが、耳元で大きな物音を立てると、身振り等の様子で何とか聞こえていると思われる。

- ア かなり大きな声ならなんとか聞き取れる
- イ ほとんど聞こえない
- ウ 聞こえているのか判断不能

問9 2-2 移動

室内の移動について、離れた場所から見守っているため「見守り」を選択した。

- ア ○
- イ ✕

問10 「移動」について正しいのはどれですか

- ア 常時付き添いの必要がある見守りが行われているため「一部介助」を選択する。
- イ 車いすへの移動の一部に介助が行われているので、移動も「一部介助」を選択する。
- ウ 外出行為について、移動の基準調査項目では、評価しないが、介助がおこなわれているため、特記事項に記載する。

問11 1-7 歩行

調査当日試行したところ歩けなかったが、家族の話では日頃は5メートル程度ならつかまらずに歩けるとのことである。

- ア つかまらなくてできる
- イ 何かにつかまればできる
- ウ できない

問12 1-5 座位保持

ギャッチアップしたベッド上で試行した場合、ギャッチアップの角度が何度程度であれば「支えてもらえればできる」を選択しますか。

- ア 45度
- イ 60度
- ウ 定義や選択肢の基準には含んでいない

問13 2-10 上衣の着脱

衣服が手渡されれば、自力で着ることができる。
※ただし、不適切な状況にはないものとします。

- ア 介助されていない
- イ 一部介助
- ウ 全介助

問14 1-11 つめ切り

次のうち「一部介助」に該当しないのはどれですか。

- ア 自助具を使って自力で行っている。
- イ つめ切りに見守りや確認が行われている。
- ウ 左手は自分で切り、右手は介助されている。

問15 2-1 移乗

次のうち移乗に含まれないものはどれですか。
※ただし、不適切な状況にはないものとします。

- ア 体位交換の際に臀部を動かす行為
- イ 車いすからいすへ、臀部を動かす行為
- ウ 畳中心の生活で、いすの使用がない場合で、両手をついて腰を浮かせる行為

問16 介助の方法

※ () にあてはまる項目を選択してください。

基本調査では、「一定期間」() の状況において、より頻回にみられる状況に基づき選択する。(つめ切りを除く)

- ア 調査日より概ね過去1週間
- イ 調査日より概ね過去2週間
- ウ 調査日より概ね過去1か月

問17 過去14日間にうけた特別な医療(疼痛の看護)

次のうち、ガン末期の疼痛の看護で評価するものはどれですか。

- ア 貼付型経皮吸収剤
- イ マッサージ
- ウ 整形外科医の指示で理学療法士が行う痛みのための電気治療

問18 2-12 外出の頻度

外出頻度の基本調査項目の選択で、評価するものはどれですか。

- ア 10分間の外出
- イ 本人ひとりでの外出
- ウ 徘徊

問19 過去14日間にうけた特別な医療(じょくそうの処置)

「じょくそうの処置」の評価について、正しいものはどれですか。

- ア 継続して実施されているかは問わない
- イ じょくそうの大きさや程度は問わない
- ウ 医師の指示に基づいていれば、処置を行う職種は問わない

問20 1-8 立ち上がり

以下の状態は、基本調査でどの選択肢を選択すればよいですか。

『自分の体の一部を支えにして立ち上がっている(支えにしないと立ち上がれない)』

- ア つかまらないでできる
- イ 何かにつかまればできる
- ウ できない

問21 1-12 視力

※()に当てはまる言葉を選んで下さい。

「視力」は、()かどうかで評価する。

- ア 見える
- イ 見えないことで日常生活上支障がある
- ウ 見えないことで介助が発生している

問22 1-10 洗身

以下の状態は、基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。

週に3回、デイサービスで入浴し全介助にて洗身を行い、残りの4日間は入浴機会がない。※ただし、不適切な状況にはないものとする。

- ア 行っていない
- イ 一部介助
- ウ 全介助

問23 4-5 同じ話をする

※()に当てはまる項目を選んでください。

基本調査の選択肢では、単に同じ話をするのではなく、()かどうかで選択する。

- ア 場面や目的から見て不適當な行動がある
- イ 介護の手間が発生している
- ウ 周囲が迷惑している

令和 2 年度 認定調査員現任研修資料

～過去の認定調査から学ぶこと～

○令和 2 年 4 月～令和 2 年 11 月までに実施された認定調査の中から、実際に上がった気づきや全体で共有すべき留意点について、改めて皆様と共に確認し学んで行きたいと思えます。

- ① 過去に調査員自身がケアマネジャーとして調査対象者の担当をしていた場合等、調査以前に対象者との関わりがある場合や調査対象者を知っている場合については、原則その対象者の調査は行ってはならない。
→ 事務局内で全ての情報を把握する事は困難な為、このような事象が発生した場合は、調査員自身の責任のもと、必ず自己申告により事前に事務局に相談し指示を仰ぐこと。
- ② 退院及び退所した日と同日の調査実施は原則不可。「過去 1 週間の頻度や状況」項目によっては「1 ヶ月」で判断し特記事項を記載する為、在宅で調査を実施しても入院・入所中の状況も含め調査を行う事になる。そのため、退院・退所後の調査については、原則 1 週間（最低 4 日）は期間をあけて調査を行うこと。
- ③ 調査員として調査に訪問した者が、調査実施後に、同一の調査対象者のケアマネジャーとして市に居宅サービス計画作成依頼届出書が提出されたケースが見られた。
→ このような事象が発生する事は十分に考えられる為、過去に認定調査員として関わった事があり、その後ケアマネジャーとして担当となる場合については、十分に留意されたい。(①に準ずる)
- ④ 調査対象者本人、家族より主治医意見書の依頼先及び認定結果等の送付先について変更の相談を受けた。
→ 調査員はその場で安易に受けてはいけない。主治医意見書の変更及び認定結果等の送付先変更の相談を受けた場合には、対象者本人・家族に対して、市から委託を受けた認定調査員であり認定調査に関するこれらの事務手続きについては受ける事ができない事を十分説明した上で、原則、対象者本人・家族または担当ケアマネジャーから市に直接相談して頂くよう付け加えて説明すること。
- ⑤ 調査対象者本人、家族より介護保険サービスに関する相談を受けた。
→ 調査員の立場でサービス内容に関する提案や相談対応を行ってはならない。サービスに関する相談を受けた場合は、担当ケアマネジャー・包括センター・市担当課等に相談頂くよう説明すること。

⑥ 調査を約束した時間から 30 分、調査員の到着が遅れた。その後、調査を実施した翌日に確認もれがあり、調査員が対象者宅に電話し「麻痺は左右どちらだったか」等の連絡を入れた。

→ 調査対象者本人・家族からの苦情となり易い事象。このような事がないように、調査員は時間に余裕をもって行動すること。また、調査の時間から 5 分以上遅れる場合は、事前に調査対象者本人・家族へ遅れる旨の理由を伝え了承を得ること。

尚、認定調査中に何かしらのトラブルが発生した場合、後の認定結果に対して、対象者本人または家族から介護度に対する不満や苦情、更には調査を実施した調査員への苦情トラブルに発展しかねない為、その点も十分に理解し、日々の業務に取り組む事。

⑦ 特記事項の主訴内容について、開示請求したら立会者が伝えた内容と相違があるとの指摘があった。

→ 特に病歴（病名）・入退院の時期については、聴取した内容を正確に記入すること。

⑧ 7 群日常生活自立度が共に「自立」や主訴に「身体上問題ない」といった記載内容だと、そもそも申請の対象者に当てはまらないと審査会で判断されてしまうので留意してほしい。

⑨ 福祉用具の品目数のカウント、記入の留意点について再確認。

→ 例) タッチアップ 1 台・ベストポジションバー 2 本・特殊寝台・マットレス・サイドレール 2 本・サイドテーブル 1 台の場合

【誤】 手すり×3 本 特殊寝台×1 台 マットレス 1 枚 サイドレール 2 本
サイドテーブル 1 台 品目数 8

【正】 手すり×1 品目 特殊寝台×1 品目 特殊寝台付属品×1 品目
品目数 3

余白に鉛筆書きで手すり・特殊寝台・付属品 等と記入。

八王子介護支援専門員連絡協議会
認定調査担当理事 金沢 石坂